

## 藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入に係る公募型プロポーザル実施要領

藤沢市立保育所で導入を予定している紙おむつ等定額利用サービスを提供する事業者の選定を行うため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

### 1 主旨

保育園利用者のおむつ持参や氏名記入の負担を軽減することによる利便性の向上と、職員の負担の軽減による保育業務の質的向上を目的として、藤沢市立保育所に紙おむつ等定額利用サービスを新たに導入するにあたり、効果的・効率的なサービス提供を行い、安定した運用に必要なノウハウを有する事業者をプロポーザルにより選定をする。

### 2 公募要件

#### (1) 提案を募集するサービスの名称

藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス

#### (2) サービスの概要

別紙1「藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス仕様書」のとおり

#### (3) 利用期間

2027年（令和9年）3月1日から2032年（令和14年）3月31日まで。ただし、期間内に一方から終了等の申し出があった場合はその都度両方で協議することとする。

### 3 プロポーザル参加資格要件

#### (1) 提案するサービスが、公立保育園への導入・運用実績があり、2026年（令和8年）4月1日時点において、現に使用されていること。

※実施しているサービスのみとする。

#### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

#### (3) 「かながわ電子入札共同システム」による令和7、8年度競争入札参加資格者名簿に登載の事業者については、公表日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。登載のない事業者についても、指名停止と同等の事項が発生していないこと。

#### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律

第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。(更正手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てをしている者であっても、更正計画の許可が決定された者又は再生計画の許可の決定が確定された者を除く。)

(5) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

#### 4 プロポーザル参加資格喪失

本プロポーザルの実施要領の公表日以後に、公正な競争を阻害する行為があったと藤沢市紙おむつ等定額利用サービス選定委員会(以下「委員会」という。)が認めた者は参加資格を失うものとする。

#### 5 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

| 項目                      | 日程                    | 提出資料等                                                                                             |
|-------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施要領の公表・公布              | 2026年(令和8年)10月27日(火)  |                                                                                                   |
| 参加表明書等の提出期限             | 2026年(令和8年)11月9日(月)   | 参加表明書(様式第1号)<br>会社概要書(様式第2号)<br>・法人登記簿謄本の写し<br>・決算書の写し<br>・納税証明書<br>・会社案内のパンフレット等<br>業務実績書(様式第3号) |
| 質問書の提出期限<br>(参加表明業者→市)  | 2026年(令和8年)11月2日(月)   | 質問書(様式第4号)                                                                                        |
| 質問書の回答予定日<br>(市→参加表明業者) | 2026年(令和8年)11月5日(木)頃  | 任意様式にてH.P上で回答                                                                                     |
| 参加資格確認結果通知<br>期限        | 2026年(令和8年)11月11日(水)頃 | 参加資格確認結果通知書<br>(様式第5号・様式第6号)                                                                      |
| 提案書の提出期限                | 2026年(令和8年)11月19日(木)  | 提案書(様式第7号)                                                                                        |
| 選 定 委 員 会               | 2026年(令和8年)12月1日(火)   | 時間は後日連絡                                                                                           |
| 選定結果の通知(予定)             | 2026年(令和8年)12月15日(火)頃 | 選定結果通知書<br>(様式第8号・様式第9号)                                                                          |

#### 6 各項目の事務手続き

##### (1) 事務の受付及び実施

ア 本プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行う。

イ 受付時間は平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

ウ 本プロポーザルの内容等に関する事前説明会については行わない。

(2) 事務局

担 当 課 藤沢市子ども青少年部保育課  
担 当 千葉、長崎  
郵便番号 251-8601  
住 所 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1  
電 話 0466-50-3526  
メールアドレス fjl-hoiku@city.fujisawa.lg.jp

(3) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書等を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

2026年(令和8年)11月9日(月)午後5時まで  
(必着)

イ 提出先及び提出方法

事務局へ電子メール(必ず送達確認のため送信後、事務局へ電話連絡を入れること。質問書をファイル添付し、ファイルサイズは2MB以下で送信すること。)により提出すること。件名は「紙おむつ等定額利用サービス導入に係る公募型プロポーザル 参加申し込み(社名)」とする。ただし、2MBを超える場合は、メールに添付ではなく、クラウドサービス等を活用し、提出すること。

ウ 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第1号): 1部

(イ) 会社概要書(様式第2号): 1部

(ウ) 法人登記簿謄本の写し: 1部

(参加表明書提出日前3か月以内に取得したもの)

(エ) 決算書の写し: 1部

(直近1年決算分(貸借対照表及び損益計算書等))

(オ) 次に掲げる納税証明書: 各1部

(滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。)

a 市内に事業所がある場合

(a) 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3)

(b) 法人市民税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書

(c) 固定資産税(固定資産がない場合は、無資産証明)

提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書。

b 市内に事業所がない場合

(a) 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）

(カ) 会社案内のパンフレット等：1部

(キ) 業務実績書（様式第3号）：1部

(ク) 公立への導入・運用実績を証明する書類

（覚書・協定書など、業務実績書に記載した3件）：1部

※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

(4) 質問の受付及び回答の実施

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

ア 提出期限

2026年（令和8年）11月2日（月）午後3時まで  
（必着）

イ 提出先及び提出方法

事務局へ電子メール（必ず送達確認のため送信後、事務局へ電話連絡を入れること。質問書をファイル添付し、ファイルサイズは2MB以下で送信すること。）により提出すること。

ウ 提出書類

質問書（様式第4号）：1部

エ 回答

2026年（令和8年）11月5日（木）頃

オ 回答方法

藤沢市公式ホームページ上で回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(5) 参加資格の確認通知書の送付

事務局は参加表明者に対して、参加表明書等の提出書類により、参加資格要件を満たしているか確認する。確認後、参加の可否を参加資格確認結果通知書（様式第5号・様式第6号）により2026年（令和8年）11月11日（水）頃までに電子メール及び郵送にて発送する。

(6) 提案書等の提出

紙おむつ等定額利用サービスに関する提案書等を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

2026年（令和8年）11月19日（木）  
午後5時まで（必着）

イ 提出先及び提出方法

事務局へ郵送（「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法に限る）により提出すること。

また、送付後、事務局に送付した旨の電話連絡をすること。

ウ 提出書類

（ア）提案書（様式第7号）：原本1部 写し15部

（A4版 表紙・目次含め両面50ページ以内）横書き

文字サイズは11ポイント以上。ただし図表等の表現上、不具合がある場合を除く。A3は折りこみ可とするが2ページ換算とする。

エ 提案書に記載する内容

提案書の作成にあたっては、別紙「藤沢市立保育所における紙おむつ等定額サービス仕様書」に留意し、別紙「提案書評価項目一覧」の諸項目の順番で章立てして作成すること。

また、提案書については、次の提案課題に沿った提案とすること。

（ア） サービス内容

（イ） 発注・納品等

（ウ） 支援体制

（エ） その他

（オ） 業務実績

（7）提案書の取り扱い

ア 提出された提案書は、本プロポーザルにおける導入候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提案書の提出は1社につき1提案とする。

ウ 提案書等の提出後、市の判断により聞き取り等を行うことがある。

（8）選定結果の通知

選定結果については次のとおり通知する。

ア 通知日

2026年（令和8年）12月15日頃

イ 通知方法

郵送にて通知する。（様式第8号又は様式第9号）

## 7 優先交渉権者の選定

- （1）委員会により提案書等について審査を行い、評価点の最も高い者を、本業務に係る優先交渉権者として選定し、覚書の取り交わしに向けた協議を行う。なお、提案者が1者のみの場合（複数者から提案があったが、失格等の理由により結果として審査対象が1者となった場合を含む）は、市が設定する基準点（全審査項目

の合計点の6割)を超えている場合に限り、当該提案者を優先交渉権者とする。

- (2) 審査については、「藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス選定委員会審査要領」及び「藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス提案書評価項目一覧」に基づき、審査委員会の評価者が提案書の内容を審査し、評価を行う。
- (3) 優先交渉権者との協議において、やむを得ない理由により、サービスの導入が行えない場合は、評価点が次に高い者を優先交渉権者として繰り上げる。

## 8 覚書の取り交わしについて

優先交渉権者との協議後、藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービスに係る事業者として選定する。

あわせてサービスの内容について、双方合意を目的とした覚書を取り交わすものとする。

## 9 プロポーザルの延期等

本プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると委員会が認めたときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

なお、延期又は中止した場合においても、参加に要した費用については、市は負担しない。

## 10 失格に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 優先交渉権者の選定時点において、本実施要領の「3 プロポーザル参加資格要件」に掲げる資格のない事業者が提案したとき
- (3) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間が、本実施要領の「6 各項目の事務手続き」に適合しないとき
- (4) 複数の提案書を作成し、提案したとき
- (5) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき
- (6) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

## 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

- (3) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (4) 藤沢市が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (5) 提案書を提出するに当たり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること
- (6) 審査内容に係る問い合わせには応じない。
- (7) 審査方法及び審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (9) 審査結果については、市公式ホームページで公表するものとする。
- (10) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作権人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (11) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を任意書式で提出するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月27日から施行する。

### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス提供を行う事業者との覚書の取り交わしをもって、その効力を失う。

以 上